

福祉用具使用貸借等に関する契約書

社会福祉法人ふくおか福祉サービス協会（以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）とは、下記条項により福祉用具の使用貸借等に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、甲が福岡市から受託する福祉用具展示事業を円滑に実施するため、甲に乙が所有する福祉用具を正常な状態で貸与すること及び、甲が該当福祉用具を事業目的に添って展示及び使用することを目的とする。

（契約の期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から1年間とする。但し、契約期間満了日から原則として1ヶ月前までに、甲又は乙から解約の申し出がない場合は、同一の内容で1年を単位に、継続して更新するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、乙が契約対象福祉用具を提供並びに設置した年度においては、契約期間を翌年度の3月31日までとする。

（契約対象福祉用具）

第3条 契約の対象となる福祉用具は、甲の乙に対して発行する別紙様式の内容とする。

（福祉用具の一部取消等）

第4条 福祉用具展示事業の目的及び、甲又は乙の都合により、契約対象福祉用具の一部取消が発生した場合は、甲又は乙は、原則として1ヶ月前に文書によって、相手方に通知するものとする。
2 乙が契約対象福祉用具の販売を中止する場合は、前項の規定を適用するものとする。

（福祉用具の設置場所）

第5条 契約対象福祉用具の設置場所は、福岡市中央区荒戸3丁目3番地39号福岡市市民福祉プラザ内とする。
2 乙は甲の指示する方法により、契約対象福祉用具を設置場所に設置しなければならない。

（福祉用具提供等の経費）

第6条 契約対象福祉用具の提供並びに設置、運搬、保守、点検、撤去等に要する経費は、乙の負担とする。

(福祉用具の保守)

第7条 乙は契約対象福祉用具を甲が正常な状態で使用出来るように社員を設置場所に派遣する等により、点検、調整を行わなければならない。

2 契約対象福祉用具が故障した場合、甲の要請により、乙は社員を派遣する等により、故障の原因を問わず速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(福祉用具の所有権)

第8条 契約対象福祉用具の所有権は、乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって、使用、管理しなければならない。

2 甲は、乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、契約対象福祉用具の現状を変更するような行為並びに他に流用する行為をしてはならない。

(福祉用具の返還)

第9条 第4条の規定により、福祉用具を撤去する必要があるときは、乙は、甲の指示する方法により、当該福祉用具を引き取らなければならない。

2 甲が把握している乙の連絡先に連絡しても乙との連絡が6カ月以上取れなかった場合、福祉用具の処分は甲に委ねるものとし、乙は一切異議を申し述べない。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、相手方から秘密情報である旨を付して開示された技術上、営業上、業務上の情報を、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約期間中及びその終了後3年間、第三者に開示、漏洩又は他の目的に利用してはならない。

(定めのない事項)

第11条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は、この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この契約書を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福岡市西区内浜一丁目7番1号
社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会
理事長 渡邊 恭順

乙